

第1 審査会の結論

徳島県知事が行った本件個人情報請求拒否決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成21年10月26日、異議申立人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私が情報公開及び個人情報審査会での協議した録音テープ及びファイル」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成21年11月5日、実施機関は、議事録作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であり、当条例の適用を受けないものであるため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成21年11月9日、異議申立人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

4 諮問

平成21年12月28日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対し、本件異議申立てにつき諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

あきらかに違法であり、速やかな開示を求める。

2 異議申立ての理由

- 異議申立人から提出された異議申立書及び意見書を要約すると、次のとおりである。
- (1) 司法の場でも検察庁は取調テープを公開する時代であり、実施機関の偽装・審査会委員による隠蔽・冤罪を防ぐ為、公開対象と思える。
 - (2) 実施機関は、録音は議事録作成のためとしているが、審査会委員とのやりとりと作成された議事録内容が異なる。
 - (3) 審査会の録音であっても、個人情報であり、開示の対象と思える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、次のとおりである。

- (1) 本件請求は、異議申立人が、徳島県情報公開審査会及び個人情報保護審査会において口頭意見陳述を行った際に、両審査会において録音を行った電磁的記録の開示を求めているものである。

徳島県情報公開審査会及び個人情報保護審査会においては、従前より、議事録作成の補助として、ICレコーダーによる録音を行っており、議事録の確定後、速やかに、消去しているものである。

- (2) 文書又は図画を作成するための補助として一時的にパソコン等に入力した記録や、会議記録を作成するための補助として一時的に会議内容を録音した録音テープ等については、正規の文書が作成されるまでのものであり、次のとおり、条例上、制度の対象となる「公文書」から除外されているものである。

まず、条例は、開示請求の対象として「実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報」（条例第13条）と定めており、「保有個人情報」の定義として「徳島県情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する『公文書』に記録されているものに限る。」（条例第2条第3号）としている。

そして、情報公開条例では、「公文書」として「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、規則で定めるものを除く。」（情報公開条例第2条第2項）と定義し、情報公開条例施行規則は「規則で定めるもの」として「会議録その他これに類する文書を作成するために音声を記録した録音テープその他これに類する電磁的記録」と定めている。

- (3) 以上により、本件請求に係る個人情報は、議事録作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であることから、条例の適用を受けないものであり、条例第15条第3号により開示請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象保有個人情報

- (1) 徳島県情報公開審査会に係る録音テープ等について

ア 徳島県情報公開審査会では、議事録を作成するにあたり、その補助として、ICレコーダーによる録音を行っており、議事録確定後は、他に使用することなく、速やかに消去しているものである。

実施機関は、本件請求に対し、議事録作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であることから、条例の適用を受けないものとして、開示請求を拒否したものである。

したがって、当審査会において議事録作成のため録音した電磁的記録（以下「情報公開審査会に係る本件電磁的記録」という。）が、条例の規定の適用を受けないものか否かについて、その検証を行うこととする。

イ 条例及び徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「情報公開条例」という。）の規定について

(ア) 条例について

a まず、条例は、「個人情報」として、条例第2条第2号において、「個人に関する情報（法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と定めている。

b 次に、条例は、「保有個人情報」として、条例第2条第3号において、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。」と定めている。

(イ) 情報公開条例について

a 情報公開条例では、「公文書」として、情報公開条例第2条第2項本文において「実施機関の職員（徳島県住宅供給公社及び徳島県土地開発公社にあっては役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定め、同項「ただし書き」として「ただし、次に掲げるものを除く。」と定めている。

b そして、「次に掲げるもの」として、同項第3号は、「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、規則で定めるもの」と定めている。

c 最後に、徳島県情報公開条例施行規則（平成13年徳島県規則第69号。以下「情報公開規則」という。）では、「条例第2条第2項第3号の規則で定める電磁的記録」として、同規則第3条第2号において、「会議録その他これに類する文書を作成するために音声を記録した録音テープその他これに類する電磁的記録」と定めている。

ウ 情報公開審査会に係る本件電磁的記録が、条例の規定の適用を受けないものか否かについて

(ア) 上記「イ(ア)a」について

情報公開審査会に係る本件電磁的記録は、異議申立人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により異議申立人本人を識別することができるものであることから、異議申立人の個人情報である。

(イ) 上記「イ(ア)b」について

a 条例第2条第3号本文について

次に、情報公開審査会に係る本件電磁的記録は、実施機関の職員が職務上作成した電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、情報公開条例第2条第2項本文に、該当するものである。

b 条例第2条第3号ただし書きについて

しかし、同項「ただし書き」において、「公文書（情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。」と定められていることから、情報公開審査会に係る本件電磁的記録につき、情報公開条例上の「公文書」に該当するものか否かについて、その検証が必要となる。

(ウ) 上記「イ(イ)a」について

情報公開審査会に係る本件電磁的記録は、実施機関の職員が職務上作成した電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、情報公開条例第2条第2項本文に、該当するものである。

(I) 上記「イ(イ)b」及び同「c」について

しかしながら、上記「イ(イ)b」及び同「c」のとおり、情報公開条例第2条第2項第3号において「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、規則で定めるもの」と、「規則で定めるもの」として、情報公開規則第3条第2号において「会議録その他これに類する文書を作成するために音声を記録した録音テープその他これに類する電磁的記録」と、定められている。

したがって、情報公開審査会に係る本件電磁的記録は、「文書の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録」であり「会議録作成のために音声を記録した電磁的記録」であることから、情報公開条例第2条第2項第3号に当たると、認められるものである。

(オ) 以上のことから、情報公開審査会に係る本件電磁的記録は、条例に定められた、情報公開条例に規定された「公文書」とは認められないものであることから、条例の規定の適用を受けない電磁的記録である。

(2) 徳島県個人情報保護審査会に係る録音テープ等について

ア 徳島県個人情報保護審査会では、議事録を作成するにあたり、その補助として、ICレコーダーによる録音を行っており、議事録確定後は、他に使用することなく、速やかに消去しているものである。

実施機関は、本件請求に対し、議事録作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であることから、条例の適用を受けないものとして、開示請求を拒否したものである。

したがって、当審査会において議事録作成のため録音した電磁的記録（以下「

個人情報保護審査会に係る本件電磁的記録」という。)が、条例の規定の適用を受けないものか否かについて、その検証を行うこととする。

イ 個人情報保護審査会に係る本件電磁的記録が、条例の規定の適用を受けないものか否かについて

上記「(1)ウ」での検証と同様に、個人情報保護審査会に係る本件電磁的記録は、「文書の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録」であり「会議録作成のために音声を記録した電磁的記録」であることから、情報公開条例第2条第2項第3号に当たると、認められるものである。

以上のことから、個人情報保護審査会に係る本件電磁的記録は、条例に定められた、情報公開条例に規定された「公文書」とは認められないものであることから、条例の規定の適用を受けない電磁的記録である。

2 結 論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成21年12月28日	諮 問
平成22年 1月18日	諮問庁からの理由説明書を受理
2月 3日	異議申立人からの意見書を受理
3月 5日	審 議(第33回審査会)
4月12日	審 議(第34回審査会)